

春日井市告示第 12 号

令和 5 年第 1 回春日井市議会定例会において議決を経た令和 4 年度春日井市一般会計補正予算ほか 4 件の補正予算及び令和 5 年度春日井市一般会計予算ほか 10 件の予算の要領は、次のとおりである。

令和 5 年 3 月 15 日

春日井市長 石 黒 直 樹

## 令和5年度春日井市一般会計予算

令和5年度春日井市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116,450,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

### (債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

### (一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		52,953,000
	1 市 民 税	22,445,000
	2 固 定 資 産 税	21,900,000
	3 軽 自 動 車 税	669,000
	4 市 た ば こ 税	1,800,000
	5 事 業 所 税	1,839,000
	6 都 市 計 画 税	4,300,000
2 地 方 譲 与 税		742,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	180,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	520,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	35,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	7,500
3 利 子 割 交 付 金		19,000
	1 利 子 割 交 付 金	19,000
4 配 当 割 交 付 金		390,000
	1 配 当 割 交 付 金	390,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		341,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	341,000

款	項	金額
6 法人事業税交付金		839,000
	1 法人事業税交付金	839,000
7 地方消費税交付金		7,810,000
	1 地方消費税交付金	7,810,000
8 ゴルフ場利用税交付金		40,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	40,000
9 環境性能割交付金		185,000
	1 環境性能割交付金	185,000
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		150,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	150,000
11 地方特例交付金		480,300
	1 地方特例交付金	445,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	35,300
12 地方交付税		3,510,000
	1 地方交付税	3,510,000
13 交通安全対策特別交付金		53,000
	1 交通安全対策特別交付金	53,000
14 分担金及び負担金		732,675
	1 負担金	732,675

款	項	金額
15 使用料及び手数料		1,526,465
	1 使用料	759,743
	2 手数料	766,722
16 国庫支出金		18,073,061
	1 国庫負担金	14,844,273
	2 国庫補助金	3,160,219
	3 国庫委託金	68,569
17 県支出金		8,482,518
	1 県負担金	5,457,038
	2 県補助金	2,438,157
	3 県委託金	587,323
18 財産収入		724,022
	1 財産運用収入	163,002
	2 財産売却収入	561,020
19 寄附金		300,000
	1 寄附金	300,000
20 繰入金		4,204,489
	1 繰入金	4,204,489
21 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
22 諸 収 入		3,523,569
	1 延滞金、加算金及び過料	33,001
	2 市 預 金 利 子	106
	3 貸 付 金 元 利 収 入	905,742
	4 受 託 事 業 収 入	22,785
	5 雑 入	2,561,935
23 市 債		11,370,400
	1 市 債	11,370,400
歳 入 合 計		116,450,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		458,150
	1 議 会 費	458,150
2 総 務 費		10,456,627
	1 総 務 管 理 費	8,479,577
	2 徴 税 費	1,006,435
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	633,215
	4 選 挙 費	240,218
	5 統 計 調 査 費	27,437
	6 監 査 委 員 費	69,745
3 民 生 費		52,645,172
	1 社 会 福 祉 費	27,384,447
	2 児 童 福 祉 費	20,004,499
	3 生 活 保 護 費	5,254,726
	4 災 害 救 助 費	1,500
4 衛 生 費		13,372,761
	1 保 健 衛 生 費	6,619,172
	2 環 境 対 策 費	339,307
	3 清 掃 費	6,383,884
	4 上 水 道 費	30,398

款	項	金額
5 労働費		31,500
	1 労働費	31,500
6 農林水産業費		333,070
	1 農業費	294,590
	2 林業費	38,480
7 商工費		2,558,953
	1 商工費	2,558,953
8 土木費		11,644,032
	1 土木管理費	973,198
	2 道路橋りょう費	1,856,033
	3 河川費	536,532
	4 都市計画費	7,904,395
	5 住宅費	373,874
9 消防費		5,118,666
	1 消防費	5,118,666
10 教育費		11,537,428
	1 教育総務費	1,539,361
	2 小学校費	2,831,308
	3 中学校費	1,302,276
	4 社会教育費	2,682,082

款	項	金額
	5 学 校 給 食 費	3,182,401
11 公 債 費		8,193,641
	1 公 債 費	8,193,641
12 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		116,450,000

## 第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
衛生費	清掃費	クリーンセンター 第2工場消火設備 設置工事	124,000	5	10,000
				6	114,000
教育費	小学校費	白山小学校校舎等 リニューアル工事 設計業務	96,000	5	29,000
				6	67,000
	中学校費	中部中学校校舎等 リニューアル工事 設計業務	105,000	5	33,000
				6	72,000

## 第 3 表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
公用車（市長車）借上	令和6年度～令和11年度	7,600
グリーンパレス春日井 街灯LED照明器具借上	令和6年度～令和15年度	8,297
令和6年度市民税・県民税 当初賦課業務	令和6年度	4,000

事 項	期 間	限 度 額
森林環境税創設に伴う システム改修	令和6年度	3,300
令和6年度市民税・県民税 普通徴収納税通知書 作成等業務	令和6年度	4,800
令和6年度市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書 作成等業務	令和6年度	6,700
令和6年度軽自動車税 (種別割)当初納税通知書 作成等業務	令和6年度	1,800
令和6年度市税 督促状等印刷業務	令和6年度	1,400
地域共生プラン改定業務	令和6年度	2,600
子どもの家の家上 LED照明器具借上	令和6年度 ~ 令和15年度	9,500
新かすがいっ子未来プラン 改定業務	令和6年度	4,000
令和6年度がん検診等 受診券作成等業務	令和6年度	12,900
小学校校舎 LED照明器具借上	令和6年度 ~ 令和15年度	372,900

# 第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的		限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総務債	庁舎等整備事業	151,600	普通貸借は 又証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
民生債	社会福祉施設整備事業	8,000			
	児童福祉施設整備事業	2,050,800			
衛生債	清掃施設整備事業	1,350,000			
農林債	農業施設等整備事業	37,200			
商工債	勝川駅周辺施設整備事業	13,100			
土木債	道路橋りょう整備事業	1,011,100			
	河川整備事業	278,600			
	都市計画事業	1,759,900			
	住宅施設整備事業	44,700			
消防債	消防施設整備事業	2,156,400			
教育債	義務教育施設整備事業	1,073,200			
	社会教育施設整備事業	235,800			
臨時財政対策債	臨時財政対策	1,200,000			

## 令和5年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和5年度春日井市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,970千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		133
	1 基 金 預 金 利 子	133
2 繰 入 金		80,837
	1 繰 入 金	80,837
歳 入 合 計		80,970

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		80,970
	1 公 債 費	80,970
歳 出 合 計		80,970

## 令和5年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度春日井市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,420,534千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,137,021
	1 国民健康保険税	5,137,021
2 県 支 出 金		17,459,378
	1 県 補 助 金	17,459,378
3 繰 入 金		2,757,935
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,276,725
	2 基 金 繰 入 金	481,210
4 財 産 収 入		187
	1 財 産 運 用 収 入	187
5 諸 収 入		66,013
	1 延滞金、加算金及び過料	21,275
	2 雑 入	44,738
歳 入 合 計		25,420,534

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		72,483
	1 総務管理費	72,483
2 保険給付費		17,147,178
	1 療養諸費	17,147,178
3 国民健康保険事業費納付金		7,911,450
	1 医療給付費分	5,335,031
	2 後期高齢者支援金等分	1,898,915
	3 介護納付金分	677,504
4 保健事業費		249,236
	1 保健事業費	60,613
	2 特定健康診査等事業費	188,623
5 基金積立金		187
	1 基金積立金	187
6 諸支出金		40,000
	1 償還金及び還付加算金	40,000
歳出合計		25,420,534

## 第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和 6 年度国民健康保険税 納税通知書作成等業務	令和 6 年度	6,100

## 令和5年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,889,472千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		4,825,820
	1 後期高齢者医療保険料	4,825,820
2 繰 入 金		906,707
	1 一般会計繰入金	906,707
3 諸 収 入		156,945
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	10,700
	3 受託事業収入	146,144
	4 雑 入	100
歳 入 合 計		5,889,472

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		199,605
	1 総務管理費	186,659
	2 徴収費	12,946
2 後期高齢者医療金 広域連合納付金		5,679,167
	1 後期高齢者医療金 広域連合納付金	5,679,167
3 諸支出金		10,700
	1 償還金及び還付加算金	10,700
歳出合計		5,889,472

## 令和5年度春日井市介護保険事業特別会計予算

令和5年度春日井市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,015,737千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		5,353,718
	1 介 護 保 険 料	5,353,718
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,714
	1 手 数 料	1,714
3 国 庫 支 出 金		5,838,523
	1 国 庫 負 担 金	4,852,170
	2 国 庫 補 助 金	986,353
4 支 払 基 金 交 付 金		7,184,317
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,184,317
5 県 支 出 金		3,679,837
	1 県 負 担 金	3,593,016
	2 県 補 助 金	86,821
6 繰 入 金		4,954,534
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,845,299
	2 基 金 繰 入 金	1,109,235
7 財 産 収 入		315
	1 財 産 運 用 収 入	315

款	項	金額
8 諸 收 入		2,779
	1 雜 入	2,779
歲 入 合 計		27,015,737

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		240,971
	1 総務管理費	27,830
	2 徴収費	12,300
	3 要介護認定費	200,841
2 保険給付費		25,987,651
	1 保険給付費	25,987,651
3 基金積立金		315
	1 基金積立金	315
4 地域支援事業費		653,266
	1 包括的支援等事業費	43,660
	2 介護予防・日常生活支援 総合事業費	609,606
5 諸支出金		133,534
	1 償還金	14,500
	2 繰出金	119,034
歳出合計		27,015,737

## 令和5年度春日井市民家防音事業特別会計予算

令和5年度春日井市の民家防音事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,579千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		7,048
	1 県 補 助 金	7,048
2 繰 入 金		17,531
	1 繰 入 金	17,531
歳 入 合 計		24,579

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 民 家 防 音 事 業 費		24,579
	1 民 家 防 音 事 業 費	24,579
歳 出 合 計		24,579

## 令和5年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計予算

令和5年度春日井市の春日井インター北企業用地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,486,614千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		179,114
	1 繰 入 金	179,114
2 市 債		1,307,500
	1 市 債	1,307,500
歳 入 合 計		1,486,614

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		5,499
	1 総 務 管 理 費	5,499
2 事 業 費		1,480,815
	1 事 業 費	1,480,815
3 公 債 費		300
	1 公 債 費	300
歳 出 合 計		1,486,614

## 第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
春 日 井 イ ン タ ー 北 企 業 用 地 整 備 事 業	1,307,500	普通貸借は 又 証 券 発 行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

## 令和5年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算

令和5年度春日井市の潮見坂平和公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,466千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		82,711
	1 使 用 料	71,938
	2 手 数 料	10,773
2 諸 収 入		496
	1 基 金 預 金 利 子	116
	2 雑 入	380
3 繰 入 金		72,259
	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,336
	2 基 金 繰 入 金	58,923
歳 入 合 計		155,466

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		120,278
	1 総 務 管 理 費	120,278
2 墓 園 事 業 費		35,188
	1 墓 地 築 造 事 業 費	35,188
歳 出 合 計		155,466

## 令和5年度春日井市春日井市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度春日井市春日井市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	
一 般 病 床	552床
感 染 症 病 床	6床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院 患 者 数	176,778人
外 来 患 者 数	340,200人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院 患 者 数	483人
外 来 患 者 数	1,400人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
施 設 整 備 費	108,570千円
資 産 整 備 費	608,664千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 病院事業収益	20,197,497千円
第1項 医業収益	19,336,907千円
第2項 医業外収益	860,587千円
第3項 特別利益	3千円

## 支 出

第1款 病院事業費用	20,197,497千円
第1項 医業費用	19,568,303千円
第2項 医業外費用	629,191千円
第3項 特別損失	3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,479,669千円は、過年度分損益勘定留保資金1,477,640千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,029千円で補填するものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	290,234千円
第1項 出資金	290,233千円
第2項 その他資本的収入	1千円

## 支 出

第1款 資本的支出	1,769,903千円
第1項 建設改良費	717,234千円
第2項 償還金	1,014,268千円
第3項 投資	38,401千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,888,154千円

(2) 交際費 220千円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債に係る利子補給等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、489,471千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,584,800千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	磁気共鳴画像診断装置	一 式
器 械 備 品	超音波画像診断装置	二 式
器 械 備 品	全自動錠剤分包機	一 式
器 械 備 品	臨床用ポリグラフ	一 式

## 令和5年度春日井市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度春日井市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	306,420人
(2) 給 水 栓 数	135,500栓
(3) 年 間 総 配 水 量	35,059,000m <sup>3</sup>
(4) 一 日 平 均 配 水 量	95,790m <sup>3</sup>
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
管路耐震化整備	1,375,874千円
東山ポンプ場整備	55,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	6,232,850千円
第1項 営業収益	5,219,424千円
第2項 営業外収益	1,013,424千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 水道事業費用	5,610,275千円
第1項 営業費用	5,535,304千円

第2項 営業外費用	66,171千円
第3項 特別損失	3,300千円
第4項 予備費	5,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,311,484千円は、過年度分損益勘定留保資金1,353,952千円、建設改良積立金780,727千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額176,805千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	417,399千円
第1項 負担金	21,526千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 工事収入	395,871千円
第4項 分担金	1千円

支出

第1款 資本的支出	2,728,883千円
第1項 建設改良費	2,405,130千円
第2項 企業債償還金	323,753千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	東山ポンプ場 整備事業	1,177,000	5	55,000
				6	649,000
				7	456,500
				8	16,500

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 376,008千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,322千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、53,618千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 具	イオンクロマトグラフ (臭素酸・シアン同時分析システム)	一 式

## 令和5年度春日井市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度春日井市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	76,220戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	26,497,000m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	72,595m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
西部第一・第二地区雨水管渠等整備事業	2,344,303千円
上条地区管渠整備事業	1,043,825千円
熊野桜佐地区雨水管渠整備事業	621,408千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	7,502,201千円
第1項 営 業 収 益	4,596,557千円
第2項 営 業 外 収 益	2,905,643千円
第3項 特 別 利 益	1千円

## 支 出

第1款 下水道事業費用	7,187,704千円
第1項 営業費用	6,654,060千円
第2項 営業外費用	508,894千円
第3項 特別損失	2,750千円
第4項 予備費	22,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,479,701千円は、当年度分損益勘定留保資金2,220,443千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額115,355千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額143,903千円で補填するものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	6,945,288千円
第1項 企業債	4,182,500千円
第2項 出資金	1,373,458千円
第3項 補助金	1,363,358千円
第4項 負担金	25,972千円

## 支 出

第1款 資本的支出	9,424,989千円
第1項 建設改良費	5,485,575千円
第2項 企業債償還金	3,939,414千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	春日井調整池 整備事業	4,323,000	5	682,000
				6	1,232,000
				7	737,000
				8	1,001,000
				9	671,000
		宮調整池 整備事業	3,535,000	5	554,000
				6	1,133,000
				7	660,000
				8	726,000
				9	462,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
大手調整池 排水ポンプ設備修繕	令和6年度	17,340

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	4,182,500	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 492,839千円

(他会計からの補助金)

第11条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,328千円である。